

研修会報告

「Privacy is so 21st Century ～データ利用からデータ保護へ～
大きな転換期を迎えたアメリカのプライバシー遵守の重要性とビジネスへの影響」

11月1日(金)

講演: アドリアンヌ S. エハート弁護士(Michael Best & Friedrich LLP)

「中国 その現実と米国の対中戦略～関与政策の次に来るもの～」

11月8日(金)

講演: ロイ D. カンプハウゼン氏 & ウィリアム C. マッカヒル Jr. 氏
(NBR(National Bureau of Asian Research))

研修担当理事: 久野哲郎



11月1日研修会にて

11月1日(金)、Michael Best & Friedrich LLP 事務所において、アドリアンヌ S. エハート弁護士をお招きし、39名の出席者にご参加頂き、「Privacy is so 21st Century ～データ利用からデータ保護へ～ 大きな転換期を迎えたアメリカのプライバシー遵守の重要性とビジネスへの影響」を題名とする研修会を開催しました。

講師のアドリアンヌ S. エハート弁護士は、世界展開する法律事務所であるランズエンドの次席ジェネラルカウンシルとして幅広く企業法務に携わり、CUNA ミューチュアルでは企業内弁護士としてデータ保護やプライバシーを手がけてきた、まさにこの道の専門家で、現在は、その豊富な経験を生かしてウィスコンシン大学ロースクールで講師を務めてもいる、というご経歴で、まさに講師にうってつけの方でした。

カリフォルニア州では消費者プライバシー保護法が改正され、この新年 2020 年 1 月 1 日から施行されます。ワシントンDCやその近郊に住む我々にとっては縁遠い話に見えますが、カリフォルニア州以外の他州でも同様の法律を導入する動きや、EU の一般データ保護司令 (GDPR) に似た州法を制定する動きがあることは忘れてはならないこと、との認識を新たにさせられました。

カリフォルニア州で来年1月から施行される消費者プライバシー保護法では、個人情報情報は、消費者個人だけでなくその世帯を識別する情報まで含み、消費者の削除権が明記され、違反事件には州司法長官による私的制裁金の賦課や私人による損害賠償の請求が定められている、という厳しさです。サイバー攻撃を受けて個人情報が流出してしまう場合の訴訟リスクを考えると、データの暗号化は必須、といったことにも気づかされました。

また、公共機関で顔認証技術の使用を制限する自治体も出てきているとのことで、アメリカのデータ利用・制限のバランスは、大きな転換期を迎えている、ということが良くわかりました。本件は、今後のアメリカでのビジネスやコンプライアンスに大きな影響を有するトピックとして、その重要性を再認識することができました。

今回の研修に際しましては、特に圧倒的に眺望のすばらしい会場と有用な資料をご提供頂いた、Michael Best & Friedrich LLP 様に、この場を借りて御礼申し上げます。



11月8日 研修会にて

また、この1週間後の11月8日(金)には経団連米国事務所において、NBR (National Bureau of Asian Research)のPresidentを務めるロイ D. カンプハウゼン氏と、同じくNBRのSenior Resident Fellowであるウィリアム C. マッカヒル Jr. 氏をお招きし、41名の出席者にご参加頂き、「中国 その現実と米国の対中戦略～関与政策の次に来るもの～」を題名とする研修会を開催しました。

講師のカンプハウゼン氏は、昨年4月には Mitch McConnell 上院院内総務から U.S.-China Economic and Security Review Commission の Commissioner に任命された中国専門家で、国防総省での対中戦略の要を担い、東アジアの安全保障、IP 防護にも詳しく、議会、政府関係者へのブリーフィングを度々行っています。現在はアジア地域研究にフォーカスしたシンクタンクである NBR ((National Bureau of Asian Research) の President を務めています。またマッカヒル氏は 25 年間に外交官として過ごし、在中国米国代理大使を経た後、民間に転じスイスのプライベートバンクの Senior Advisor や、中国ビジネスのコンサルタントをされてきました。

先ずマッカヒル氏から中国の政治・経済の最新状況に関する解説がありました。氏によると、習近平の権力基盤は盤石で、腐敗一掃を旗印に毛沢東以来の一極集中の専制体制を作り上げ、またあらゆる分野で共産党主導・支配を徹底させているとのこと。企業も例外にもれず、アリババ、テンセントなども党が指導する体制になっているとのこと。地方政府の過剰債務の解消対策に加え、米中貿易摩擦が輸出主導の経済をヒットしたことにより経済成長率が鈍化しており、またアフリカ豚コレラが猖獗を極め、豚肉を主要タンパク源とする中国国民のフラストレーションがたまっている模様。中国政府は「戦略的豚肉備蓄」を放出する状況にあり、豚肉輸入は必須の状況ゆえ、米中通商交渉は、短期的な貿易問題では両国の指導者に妥結のインセンティブが働く状況なるも、IP 保護など構造的問題は簡単には解決しない、が氏の見立て。

また、中国は急速に高齢化する社会で、かつ儒教の伝統も崩壊し若い人は年寄のケアをせず、中国は豊かになる前に老人国家になる可能性が高い、との見解を示されました。一方、政治面では新疆地区でのウイグル族弾圧が酷く、ムスリムはキャンプに入れられる、ウイグル族には DNA の提出を義務付けられる、ハラール肉が市場から撤去される等、宗教的非寛容政策のもとで文化的ジェノサイドが行われている、との指摘がありました。また、香港の状況も happy ending は期待できず、1月に選挙のある台湾に対する中国の反応は要注視で、尖閣問題を抱える日本もこうした状況を注視する要あり、と指摘されました。

また、カンプハウゼン氏からは中国人民解放軍 PLA の the way of thinking についての解説がありました。PLA は「地域の帝国」化を志向しており、米国の影響力を徐々に削ぐことが狙い。彼らは“グレーゾーン”を巧みに使い、レッドラインぎりぎりの行動をして、米国が何も反応しないとどんどんやってきて既成事実化する、という戦術を採っているとのこと。今まで米国はこうした lower level の challenge に対して何も反応してこなかったのがまずかった点、との反省事項を述べられました。尖閣列島も日米安保条約第5条の適用対象、と公言して初めて PLA はそうした自覚を持つ、とのこと。日本国内の土地がじわじわ買い占められている現状にも、一瞬思いを致さざるを得ないような話題でした。

また、構造的問題で重要なのが IP の保護。No コストで盗めるだけ盗める、といった状況を改善し、IP 剽窃は「割に合わない」と、中国の IP 剽窃者に思わせる仕掛けが必要、とのことでした。

両氏からのご説明の後、米中の宇宙政策について、“Partial Disengagement policy”について、中国人の対 AI 観、中国が米国に追いつくまでの時間は？等々、様々な質問が相次いで挙がり、活発な質疑がなされました。米中問題や米国の対中戦略に関する米国の中国専門家の見解への関心の高さが伺える研修会でした。

今回の研修に際し、会場をご提供頂いた経団連米国事務所様に、この場を借りて御礼申し上げます。